

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は昭和51年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から51年1月1日まで

私は、昭和49年5月から50年12月までの間、A社（現在は、B社）で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間中も、申立事業所で正社員として途切れることなく勤務しており、また、雇用保険に加入していたことが分かる資料もあるので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管しているA社に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録は昭和49年12月1日から50年12月31日までとなっていることが確認できる。

また、B社が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の申立事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日は、オンライン記録上の昭和50年7月1日ではなく、申立期間の終期である51年1月1日と記載されていることが確認できる上、申立人に係る被保険者原票では、健康保険証の返納年月日は同年1月23日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の被保険者資格が昭和51

年1月1日付けで喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録及び前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書にある、両資格喪失日時点の標準報酬月額から、7万2,000円とすることが妥当である。

## 鹿児島国民年金 事案 653

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時は、国民年金保険料を納付できないような家計状況でなく、納付しない理由も思い当たらない。また、資格喪失の手続を行った覚えも無く、国民年金保険料を納付しているはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳により、申立人は、昭和 54 年 3 月 10 日に国民年金に任意加入し、59 年 1 月 31 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 480 (事案 352 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 10 日まで  
昭和 15 年か 16 年ごろから申立事業所に勤務していたが、20 年 8 月に空襲が激しくなったため、実家に帰った。私は、脱退手当金のことは知らず、受給するはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。  
今回はこの申立てが認められなかったが、今回、私と同様に脱退手当金を受給していないとする元同僚の証言を得たため、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 21 年 3 月 26 日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人の脱退手当金が支給決定された 21 年 3 月当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないこと、iii) 申立人には、申立期間当時の状況を聴取することができない上、申立人の夫から聴取しても、申立人が受給した記憶が無いとしていたというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、自分と同様に脱退手当金を受給していないとする元同僚の証言を得たとして当委員会に再申立てを行ったが、当該元同僚は、申立人と同様に、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 10 日までの厚生年金保険被保険者期間に

ついて、資格喪失日から約4か月後の21年2月4日に脱退手当金が支給されていることが確認できる上、当該元同僚から聴取しても脱退手当金を受給したかどうか記憶が明確でなく、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月3日から30年3月21日まで  
会社を退職して1か月ぐらいたって、会社から1万円ぐらい送られてきた。退職金をもらっていなかったのので、それが退職金だと思っていた。  
60歳になる前に社会保険事務所(当時)から、申立期間の厚生年金保険料は脱退手当金として支給されているとの説明を受けたが、私は脱退手当金を請求した覚えが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄に、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「昭和30年2月迄の資格期間は脱退手当金の支給により抹消す」との押印・記載が確認できる上、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の30年5月18日に支給されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、「会社を退職して1か月ぐらいたって1万円程送られてきた。退職金だと思っていた。」と述べていることから、当時受け取った金は、支給時期、金額からみて、脱退手当金であったものと推認される上、申立人に脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度の創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月ごろから同年 9 月ごろまで  
② 昭和 33 年 9 月ごろから同年 12 月ごろまで  
③ 昭和 40 年 6 月ごろから同年 9 月ごろまで  
④ 昭和 41 年 7 月ごろから同年 8 月ごろまで  
⑤ 昭和 42 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで  
⑥ 平成 5 年 11 月 26 日から 6 年 1 月 21 日まで

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥については、それぞれA社の営業所、B社（現在は、C社）の営業所、D社（現在は、E社）、F社、G社の営業所、H社で勤務していたにもかかわらず、全申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの申立事業所においても勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社では、申立期間①当時から同社管内の各営業所単位ではなく、本社一括で厚生年金保険の適用事業所となっていたとしているところ、申立期間①当時の関係書類を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間①当時の元同僚8人のうち、連絡の取れた2人から聴取したものの、申立人の勤務状況に関する供述等を得られない。



さらに、前述の被保険者名簿では、当該期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②については、C社では、申立期間②当時の関係書類を保管していないため、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立期間②当時の元同僚5人のうち、唯一連絡の取れた元同僚から聴取したものの、申立人の勤務状況に関する供述等を得られない。

さらに、前述の被保険者名簿では、当該期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③については、E社では、申立期間③当時の関係書類を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間③当時の元同僚5人のうち、連絡が取れた2人から聴取したものの、申立人の勤務状況に関する供述等を得られない。

さらに、前述の被保険者原票では、当該期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間④については、F社という名称の適用事業所はオンライン記録では確認できない。

また、F社と類似の名称で、かつ、申立てと同一の都道府県内に、J社（現在は、同社K事業所）という名称の適用事業所が確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間④及びその前後に、申立人の氏名は無い。

さらに、J社K事業所では、申立期間④当時の関係書類を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている上、前述の被保険者原票に記載されている申立期間当時の元同僚10人のうち、唯一連絡が取れた元同僚から聴取したものの、申立人の勤務状況に関する供述等を得られない。

申立期間⑤については、申立事業所は昭和50年4月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主等の所在も不明であることなどから、申立期間⑤における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間⑤当時の元同僚6人のうち、唯一連絡が取れた元同僚から聴取したものの、申立人の勤務状況に関する供述等を得られない。

さらに、前述の被保険者原票では、申立期間⑤及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

最後に、申立期間⑥については、雇用保険の記録では、当該期間と一致する平成5年11月26日から6年1月20日まで間、申立人のH社に係る雇用保険の加入記録が確認できる。

しかし、申立事業所は平成10年8月1日に適用事業所ではなくなっている上、申立期間⑥当時の事業主等の所在も不明であることなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、オンライン記録上の申立事業所における申立期間⑥当時の元同僚14人のうち、唯一連絡が取れた元同僚は、「同社では、原則1年以上勤務していなければ、社会保険へ加入させられていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録では、申立人が、申立期間⑥をすべて含む平成5年8月1日から6年2月8日までの間、国民年金に加入の上で、当該期間におけるすべての国民年金保険料を納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年ごろから 27 年ごろまで  
② 昭和 27 年ごろから 29 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 33 年 10 月ごろから 34 年 6 月ごろまで

申立期間①及び③については、それぞれA社B営業所という事業所、C社で勤務し、また、申立期間②については、昭和 27 年ごろから 29 年 5 月 20 日までの間、D社E工場という事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、各申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの申立事業所においても、正社員として勤務していたので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が挙げた元同僚の供述などから、期間の特定はできないものの、申立人がA社B営業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所は、昭和 46 年 9 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の元事業主も既に死亡している上、申立事業所の名称変更後のF社及びG社を平成 19 年 10 月 1 日に合併しているH社の回答では、申立事業所に関する社会保険事務等は引き継いでおらず、申立期間①当時の関係資料が無いため、当該期間における申立事業所に係る申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立人が挙げた元同僚のうちの連絡の取れた2人に加え、別の元同僚2人の計4人から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等が得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないこと

から、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②については、申立人が挙げた元同僚の供述などから、期間の特定はできないものの、申立人がD社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所の社会保険事務を引き継ぐJ社では、申立人の申立事業所に係る資格喪失日が記載された資料以外には、申立期間②当時の関係資料を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立人が挙げた元同僚を含む複数の元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等が得られないとともに、このうちの元同僚3人の全員が、申立事業所では申立期間②当時、正社員であったK職のほかに、厚生年金保険には加入させられていなかった「L職」と呼ばれる雇用形態があったとしており、「私は、L職として昭和26年12月に入社したが、27年10月からK職となったので厚生年金保険に加入した。」、「申立事業所には、入社当初からK職であった者、入社から4、5年間、L職のままの従業員もいた。」などと供述していることを踏まえると、申立事業所では申立期間②当時、一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の被保険者記録が、オンライン記録どおり、申立期間②直後の昭和29年3月1日から同年5月20日までの間確認できるのみであり、申立期間②に申立人の氏名は無い。

申立期間③については、申立人が挙げた元同僚の供述などから、期間の特定はできないものの、申立人がC社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所は昭和49年1月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間③当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間に係る申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が挙げた元同僚は、既に死亡しているか又は所在が不明である上、別の複数の元同僚から聴取したものの、その全員が申立人の氏名を記憶していないなど、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間③及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月ごろから同年10月ごろまで  
② 昭和24年3月ごろから同年10月ごろまで

申立期間①及び②については、それぞれA社のB船舶、C氏所有のD船舶で、いずれもE職として乗船し勤務していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

しかし、私は昭和23年3月に講習所を卒業後、両申立期間において、各船舶に乗船していたことは間違いないので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、船舶所有者名簿では、A社が船員保険の適用事業所として確認できない。

また、同社では、昭和24年、25年ごろまでB船舶という名称の船舶を所有し操業していたとしながらも、申立期間①当時の関係書類を保管していないため、当該期間における申立人の在籍状況、船員保険の加入状況、保険料の納付状況等は不明であると回答している。

さらに、前出の名簿では、申立てと同一名称の船舶が確認できるものの、船舶所有者が異なっている上、その船員保険の適用期間は、申立期間①の後の昭和28年2月6日から同年6月24日までとなっていることが確認でき、また、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②については、船舶所有者名簿では、C氏がD船舶の船舶所有者であることが確認できるものの、その船員保険の適用期間は、申立期間②の後の昭和26年3月1日から同年10月30日までとなっているとともに、申立事業所が別に所有するF船舶に係る船員保険の適用期間も、申立期間②の後の25年4月1日から26年3月1日までとなっていることが確認できる。

また、申立期間②における申立事業所に係る船員保険被保険者名簿に掲載の元同僚の供述では、「私は、昭和24年3月18日からD船舶で雇入れられているものの、船員保険には、その約1年後の25年4月1日から加入させられている。」などとしていることを踏まえると、申立事業所では、船員を雇入期間どおりには船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所の元事業主は既に死亡していることなどから、申立期間②における申立人の在籍状況、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

加えて、D船舶及びF船舶に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の資格記録が欠落したとは考え難い。

また、申立期間①及び②については、申立人は申立事業所における元同僚等の氏名を覚えていない上、申立人の要望により講習所卒業時の元同級生3人から聴取したものの、その全員が講習所を卒業後、申立人等とは別の船舶に乗船したところ、乗船後3か月から1年程度の一定期間は、船員保険に加入していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における、船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 28 日から 47 年 2 月 26 日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私が実際に受け取っていた給与支給額と相違している。

申立期間の給与支給額を確認できる給与明細書等の資料はないが、当時は残業手当等も多く、給与支給額は 16 万円から 20 万円程であったことを記憶しており、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の同名簿に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなどの不自然な点は確認できない。

また、当該事業所は、昭和 57 年 3 月 1 日付けで全喪し、当該事業主の所在が不明であることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等が確認できないものの、申立人よりも約半年前に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人が挙げた同僚から聴取したところ、「申立事業所に勤務して 5 年以上たってから辞めるまでの間は 25 万円程もらっていた記憶があるが、申立期間当時の金額は覚えていない。」と述べており、申立人の主張を裏付ける証言を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の

資料を所持しておらず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。